開発行為に伴う給水施設

開発行為に伴う給水施設

1　開発行為に伴う給水施設の設置

宅地開発（０．１ｈａ以上）に伴い給水施設を設置する場合は、「開発行為に伴う給水施設の取扱いに関する要綱」（以下「開発要綱」という。）に基づき行うものとする。

（解説）

1 事前協議

開発者は、「秋田市宅地開発に関する条例」に基づく事前協議のほか、給水施設の設置に関し事前に協議しなければならない。

2 申請等の提出書類

申請等を行う場合は、「開発要綱」、「施行指針」、「配水管工事標準仕様要領集」（以下「配水管要領集」という。）、「配水管工事標準仕様書」（以下「配水管仕様書」という。）に基づき次の書類を局に提出しなければならない。

(1) 申請時

給水施設設置申請書（様式第 49 号）・・・・１部
開発行為許可書の写し　　・・・・１部
給水施設設計書 ・・・・・・・・・・・・・・１部
利害関係人の同意書（様式第９号）
その他管理者が必要とする書類

(2) 着工前

施工計画書（配水管要領集参照）
協議書（配水管要領集参照）
工事材料検査願（配水管要領集参照）・・・・１部

(3) 完成時

給水施設完成届（様式第 50 号）・・・・・・１部

≪完成図書≫

完成図（配水管要領集）・・・・・・・・・・３部
現場写真・・・・・・・・・・・・・・・・・ １部
出来形結果表・・・・・・・・・・・・・・・ １部
出来形管理図表・・・・・・・・・・・・・・ １部
管路の水圧試験報告書・・・・・・・・・・・ １部
設備関係取扱説明書・・・・・・・・・・・・ １部
その他管理者が必要とするもの

(4) 完成検査後

完成図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２部

3 完成施設の取扱い

(1) 完成した給水施設（各戸に引き込まれた給水管を除く）は、「開発要綱第 10 条」に基づき完成日と同時または完成日から３年以内に寄付しなければならない。（様式第 51 号）なお、特に認められ布設された同口径分岐の一般道路および開発区域内に布設した口径５０㎜以上の管（以下「開発配水管」という。）および消火水量を見込んだ開発配水管は、完成と同時に寄付しなければならない。

(2) 私有地に布設された開発配水管を寄付する場合は、土地使用同意書（様式第 52 号）に土地所有者の署名捺印を必要とする。

2　開発行為に伴う給水施設の施工

開発行為に伴う給水施設の施工は、「施行指針」、「配水管仕様書」および「配水管要領集」に基づき行うものとする。

（解説）
開発行為に伴う給水施設の施工については、工事内容が配水管布設工事と同一のものであることから、「施行指針」、「配水管仕様書」および「配水管要領集」を適用するものである